

2023年11月30日

金融リテラシー向上を支援するためのWebコラムを開設

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、お客さまが保険を中心とした金融に関する知識や制度への理解を深め、資産形成や資産継承に関心をお持ちいただけるよう、オフィシャルサイトに「Webコラム」を開設しました。この「Webコラム」は、スマートフォンなどからQRコード*1を利用して簡単にアクセスすることができ、スキーム時間や保険加入時など様々なシーンで活用できます。

保険に関わる国民の金融リテラシー向上に向けては、金融教育を推進するための新たな認可法人である「金融経済教育推進機構」の創設や一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、および公益財団法人生命保険文化センターによる「保険教育に関する包括連携協定」の締結など、さまざまな取り組みが進められており、社会的な関心も高まっています。

当社でも、お客さまや保険販売担当者の金融リテラシー向上の支援に取り組んでいます。今般開設した「Webコラム」には、近年社会的関心を集めている世代間資産承継の手段である「生前贈与」に関するコラムを掲載しました。生前贈与には、贈与する方(贈与者)だけでなく、贈与を受ける方(受贈者)にも正しい理解が求められるいくつかのポイントがあります。本コラムでは、これらのポイントを知ること、受贈者に贈与への理解を深めていただくとともに、受け取った資金を活用した資産形成や生命保険を活用した生前贈与にも関心をお持ちいただくための参考情報を掲載しています。

当社は、引き続き、お客さまや保険販売担当者の金融リテラシー向上をサポートするとともに、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸など、社会課題の解決に貢献する生命保険商品・サービスを提供してまいります。

*1 QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

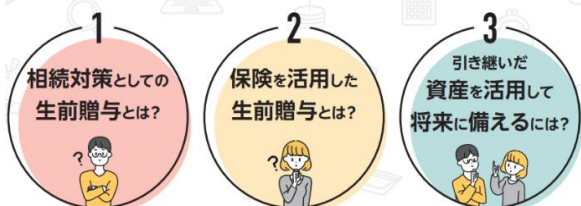
Webコラムのイメージ



これから財産を引き継がれるご家族さまへ

将来の相続への備えとして、親御さまがお元気なうちからお子さまやお孫さまへ財産をわたす「生前贈与」という方法があります。

これからご両親の財産を引き継ぐ方に向けて、次の内容をわかりやすくお伝えします。



生前贈与によって税負担が軽くなるのはなぜ?

贈与を受ける人には「贈与税」が課税されますが、贈与税には非課税枠(基礎控除)があります。贈与を受けた金額が1年間(1月1日から12月31日まで)で110万円までの場合には、贈与税がかりません。そのため、計画的に贈与を受けることで、贈与税・相続税の負担軽減が期待できます。

ご両親から引き継ぐ財産のこと、考えてみませんか?
相続・贈与・資産形成のコツを紹介

生前贈与の仕組みや注意点について、贈与を受ける方に向けて解説しています。受け取ったお金の活用方法もご紹介しています。



贈与を受ける方へ

ご両親から引き継ぐ財産のこと、考えてみませんか?
相続・贈与・資産形成のコツを紹介

将来あなたがご両親から引き継ぐ財産や、その際に支払う税金がどれくらいになるか、試算をしたことはありますか? このコラムでは、税金(贈与税・相続税)の仕組みや、生前贈与のメリット・デメリット、子どもへの贈与の注意点などをわかりやすくお伝えします。

課税価格 (基礎控除前)	法定相続人の構成 (配偶者がいない場合)			
	子ども1人		子ども2人	
	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率
5,000万円	160万円	3.2%	80万円	1.6%
7,000万円	480万円	6.9%	320万円	4.6%
1億円	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%
1.5億円	2,860万円	19.1%	1,840万円	12.3%
2億円	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%
3億円	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%

*相続税額は万円未満を、実効税率は小数第2位を四捨五入して表示しています。そのため実際の税額・計算値と相違する場合があります。
*子どもはすべて成人とし、養子はいないものとします。
*金額は各相続人の納付税額の合計額です。

<Webコラム掲載ページ>

https://www.ms-primary.com/examine/navi_03.html (三井住友海上プライマリー生命オフィシャルサイト内)



Webコラムはこちらから

プライマリー 生前贈与



【ご参考：生命保険を活用した生前贈与】

当社では、お客さまの生前贈与ニーズに応える商品として、2016年8月に業界に先駆けて通貨選択型特別終身保険（『やさしさ、つなぐ2』等）を発売しました。

これまでの累計契約件数は2023年11月27日時点で約23万件、累計販売額は2兆8,000億円超となるなど、多くのお客さまのニーズにお応えしてきました。通貨選択型特別終身保険（『やさしさ、つなぐ2』等）は、全国134の代理店、約4.4万人の販売担当者を通じてご契約いただき、生存給付金のお支払いによってお客さまの想いをお届けしたご家族の人数は20万人を超えました。

通貨選択型特別終身保険販売実績



*2 2023年11月27日時点

やさしさ、つなぐ2

特徴1：生前贈与をスムーズに行うことができます^{*3}

- 生存給付金の受取人をご家族に指定することで、贈与契約書を作成することなく、生前贈与ができます。
- 外貨建の契約でも、生存給付金額の上限を円で設定できるため、贈与税の基礎控除の範囲内で贈与ができます。

特徴2：生存給付金支払日をお客さまのご希望日に指定できます

- 契約日から翌年の契約応当日までの間で、ご家族の誕生日などのご希望日を生存給付金支払日に指定できます（アニバーサリー機能^{*4}）。

特徴3：一時払保険料を上回る保障があります

- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

*3 本税務取扱いの内容は2023年11月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

*4 アニバーサリー機能は2021年4月1日以降の契約に適用されます。

当商品の詳細は「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001